



今月の

まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問＝問い合わせ先 ☎＝電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01

家屋の申告をお忘れなく

問 税務住民課
税務住民室 税務係

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

今年、「新築」「増改築」「取り壊し」「名義変更」などをされた、または、する予定で、法務局への登記申請が済んでいない家屋所有者は、役場に届け出が必要です。

該当する家屋がある場合は、税務住民課税務係へ「未登記家屋異動申告書」を提出してください。申告書は、町ホームページと税務住民課窓口に用意しています。

ご不明な点は、お気軽に問い合わせください。

届け出が必要となる家屋

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに新増築などが行われた、または、する予定の家屋（住宅・店舗・工場・納屋・車庫・物置など）。

※詳細は下表を参照

区分	届け出が必要となる場合
新築	床面積が10㎡以上の場合（10㎡未満でも土台がある場合は届け出が必要）。
増築	固定資産課税台帳に現在登録されている家屋を増築し、床面積が増加した場合。
改築	固定資産課税台帳に現在登録されている家屋を改修した場合（維持補修のために屋根・外壁を張替えた場合は申告対象外）。
取り壊し	固定資産課税台帳に現在登録されている家屋を取り壊した場合（一部取り壊した場合も、床面積が変わるため届け出が必要）。
名義変更	固定資産課税台帳に現在登録されている家屋で、売買・贈与・相続などで名義が変わった場合。

10㎡は約3坪
畳6枚分相当

※家屋などの不動産登記は、法務局で手続きが必要です。役場への申告は登記とは異なりますので、ご注意ください。

03

定額減税補足給付金 （不足額給付）のお知らせ

▼確認書・申請書の締め切りは10月31日です

定額減税しきれなかった方への給付金として、「定額減税補足給付金（不足額給付）」を実施します（広報ぴっぷ9月号に掲載）。

給付対象者には既に通知を送付していますが、確認書・申請書の提出が必要な方は、10月31日（金）までに税務住民課税務係へ提出してください。期日までに提出がない場合は、支給を辞退したものとみなされます。

また、提出書類に不備があり修正手続きなどがされなかった場合も、申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

問 税務住民課 税務住民室 税務係

02

令和7年分の 年末調整について

令和7年分の年末調整に関する情報や各種様式、パンフレット（「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」「源泉徴収税額表」など）は、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」に掲載されています。年末調整を行う方は、ぜひご確認ください。



国税庁 HP

問・税務住民課 税務住民室 税務係
・旭川東税務署 ☎23-6291

防災行政無線・ 不要な戸別受信機を回収します

問 総務企画課 総合政策室 まち発信係

町では、防災行政無線と同じ内容を「比布町公式LINE」でも配信しています。放送内容を文字で確認できるため、外出先でも安心です。今回、音声放送が不要な世帯を対象に、戸別受信機の回収を行います。「LINEで十分」と感じているご家庭は、この機会にご返却ください。



●回収の対象になる世帯

- ・放送を音声で聞く必要のない世帯
- ・比布町公式LINEを登録済みの方がいる世帯

※音声で聞きたい方やスマホをお持ちでない方のいる世帯は引き続き戸別受信機を利用させていただきます。

●回収方法

ご家庭で戸別受信機を取り外し、乾電池を抜いた本体と電源コードを、総務企画課 まち発信係へお持ちください。取り外すことが難しい場合は回収に伺いますので、まち発信係へご連絡ください。

また、比布町公式LINEに「すぐメール plus +」の追加をお願いします（無料）。これにより、Jアラートなどの緊急情報がLINEで受け取ることができます。引き続き戸別受信機を利用される世帯も、ぜひご登録をお願いします。

「すぐメール plus +」登録の流れ

1. 比布町公式LINEを開く

トーク画面で「あ」など、何か文字を入力してください。



2. 返信メッセージを受け取る

町公式LINE

メッセージと一緒に「すぐメール plus +」登録フォームへのリンクが届きます。

3. リンク先で手続きをする

- ①利用規約に「同意する」を選択。
- ②「防災行政情報」にチェックを入れる。
- ③「確認画面へ」→「登録」を選択。

4. 登録完了！

登録方法は役場でご案内しますので、操作に不安がある方は安心してお越しください。

令和7年度 町民文化祭開催

作品展示

日時 10月31日(金)～
11月2日(日)
午前9時～午後8時
(2日は午後3時まで)

場所 町体育館



芸能発表

日時 11月2日(日)
午前10時～
午後2時(予定)

場所 農村環境改善センター
多目的ホール



ご来場をお待ちしています

問 町民文化祭実行委員会事務局
(教育委員会教育課 生涯学習推進室
文化振興係)

まちづくり懇談会に 参加しませんか

皆さんが日ごろ感じている町政へのご要望などをお伺いし、まちづくりについて説明や意見交換を行うため、今年も「まちづくり懇談会」を開催します。円滑な運営のため、あらかじめ各行政区長に要望事項を取りまとめていただいています。事前申し込みは不要ですので、ぜひご参加ください。

月 日	時 間	会 場	対象行政区
11月6日 (木)	午前 9時～ 午前 11時 30分	公民館南分館	1～3区
	午後 1時 30分～ 午後 4時	東園地域センター	12～19区
	午後 6時～ 午後 8時 30分	福祉会館 第3研修室	市街地区
11月7日 (金)	午前 9時～ 午前 11時 30分	福祉会館 第3研修室	4～11・ 26区
	午後 1時 30分～ 午後 4時	蘭留地域センター	20～25・ 蘭留町区

問 総務企画課 総合政策室 政策係

07

除雪サービス従事者が
不足しています

高齢者の暮らしを守る除雪サービスを継続するため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

現在の除雪サービスと
課題

高齢化が進む比布町では、自力での除雪が難しい世帯への支援として、冬の除雪サービスが欠かせません。

この作業は、長きにわたり町高齢者事業団の方々が中心となって担っていただいています。近年は作業員の高齢化などにより**人手が不足**し、最大限で作業しても対応に遅れが生じるケースが増えています。

昨冬も「除雪が遅い」という声が寄せられ、サービスの利用対象や作業範囲についても、さまざまにご意見をいただきました。

必要な方へ、サービスを
続けていくために

町では今年度、除雪作業に携わる人員を増やすことを目標に、有償ボランティアの募集など新たな体制づくりを進め、現行サービスの維持に努めます。高齢者の暮らしを守る除雪サービスを続けていくため、「できる範囲」で協力いただける方を募集します。

また、これまでにいただいたご意見を踏まえ、令和8年度には制度の見直しを行う予定です。

自力で除雪が困難な方にサービスが行きわたるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 保健福祉課

社会福祉室 福祉係

＼ ご安心ください /



有償ボランティア受付担当

社会福祉協議会 **大月 裕貴**さん

長らく従事されている高齢者事業団の方々に頼りきりでは、今後、サービスの維持が難しいと感じています。

除雪サービスは屋根雪や玄関前などさまざまで、短時間や週末などライフスタイルに合わせた働き方も可能です。

有償ボランティアは11月から社協事務局で受付開始予定で、比布町のSNSや広報紙でも詳しくお知らせします。冬休み中の高校生も対象です。作業員は保険に加入しますので、安心してお問い合わせください。

＼ 人手が必要です /



高齢者事業団 除雪作業員

宮崎 一幸さん（作業歴10年以上）

高齢者事業団の会員で屋根雪の除雪ができる人は、ほとんどいない状況です。そのため、申し込みがあっても作業の予定日をすぐに伝えられず、混み合うと断らなければなりません。

頼られるのは嬉しい反面、人手不足で待たせてしまうのは心苦しく思っています。私自身も高齢者なので、自力での除雪が難しい方が順番を待つ、不安な気持ちはよくわかります。もっと仲間が増えてくれたら助かります。若い方の力も、ぜひ貸してください。

＼ 私も手伝っています /



高齢者事業団 地域サポーター

渡邊 博正さん（サポーター歴5年）

私は高齢者事業団の会員ではありませんが、「地域サポーター」としてお手伝いしています。昨冬も十数軒のお宅を任せ、玄関前の除雪を行いました。

利用者の方から「ありがとう」と声をかけられるとやりがいを感じますし、地域とのつながりも増えました。同じように協力してくれる仲間がもっと増えると嬉しいです。

地域貢献が目的で始めましたが、今では暮らしを支える大切な役割だと思っています。これからも続けていきたいです。

08 除雪サービスと 門口除雪サービス

問 保健福祉課 社会福祉室 福祉係

高齢者などの除雪をサポートします

町では、**自力での除雪が難しい高齢者世帯**などを対象に、2つの除雪サービスを実施します。
利用を希望する方は、**10月17日(金)まで**に保健福祉課 福祉係へ申し込みください。

①除雪サービス

内容 出入口・家屋根・物置屋根・軒下の除雪。

対象世帯 自力で除雪が難しい世帯で、次の①～⑤に該当する世帯。

- ① 65 歳以上の単身世帯
- ② 65 歳以上の夫婦世帯
- ③ 障がい者(※1)の単身世帯
- ④ 障がい者のみの世帯
- ⑤ 母子世帯

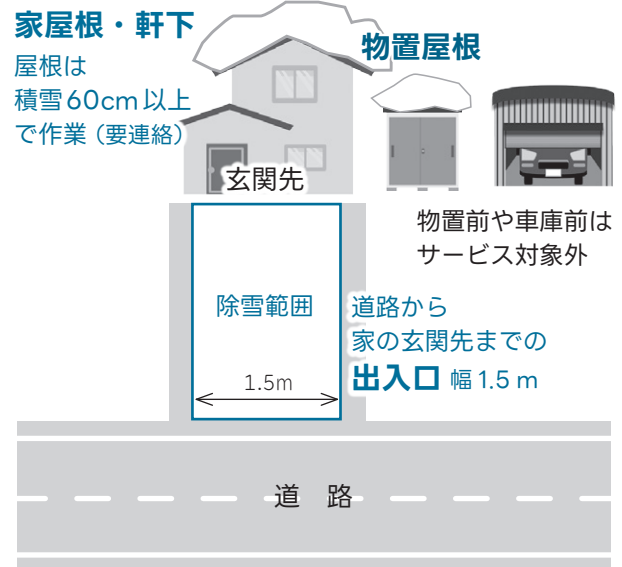
(※1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

対象とならない世帯 冬期間居住していない世帯など

利用料 除雪にかかった費用の **1 割**



除雪作業員の不足により、積雪状況や除雪回数などによっては**家屋根の作業をお断りする場合があります**。あらかじめご了承ください。



②門口除雪サービス

内容 道路の除雪が入った後に残された雪のかたまりの除雪。

対象世帯 自力で除雪が難しい世帯で、次の①～⑤に該当する世帯。

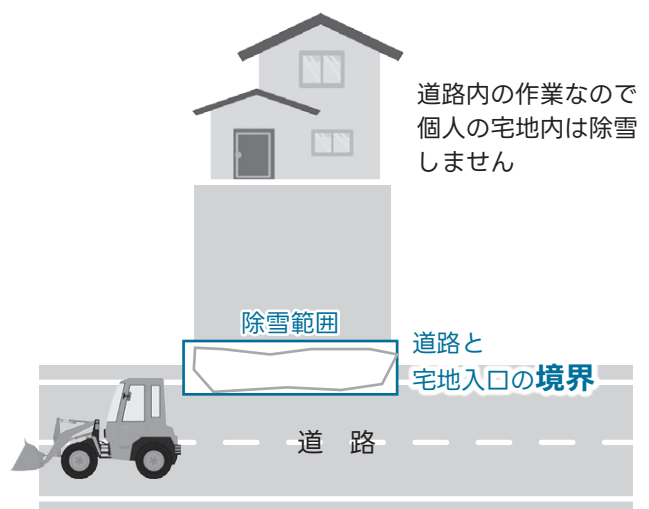
- ① 75 歳以上の単身世帯
- ② 75 歳以上の夫婦世帯
- ③ 障がい者(※2)の単身世帯
- ④ 障がい者のみの世帯
- ⑤ 障がい者と同居者が 75 歳以上の世帯

(※2) 身体障害者手帳 1 種 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかをお持ちの方

対象とならない世帯

- 町営住宅・民間集合住宅・介護施設などに入居している世帯
- 冬期間居住していない世帯

利用料 無料



全町一斉の除雪サービスのため、すぐに作業できるものではありません。状況により時間帯が変わりますので、あらかじめご承知ください。